

2023(令和5)年度 水素関連製品の研究・開発・実証補助金

公募要領

交付申請受付期間:2023(令和5)年6月9日(金曜)～2023(令和5)年7月14日(金曜)必着

神戸市

1 目的

水素関連製品の实用化に向けた研究・開発・実証に取り組む、神戸市内に本社または主たる事業所を置く中小企業（以下「神戸市内中小企業」という。）若しくは神戸市内中小企業等により構成されるコンソーシアムに対し補助金を交付することにより、市内水素関連産業の振興を図ります。

2 概要

(1) 補助対象事業

- ① 实用化に向けた水素関連製品の研究・開発
基盤・实用化技術の研究・開発、新製品の開発・試作等
- ② 新規開発した水素関連製品の实証
試験運用・実証研究等

(2) 補助対象者の要件

【単独枠】

神戸市内中小企業で、神戸市市税条例に定める神戸市税の滞納又は未申告がない者

【コンソーシアム枠】

神戸市内中小企業が幹事となって構成され、構成企業のうち2分の1以上が神戸市内中小企業であるコンソーシアムで、神戸市内企業に神戸市市税条例に定める神戸市税の滞納又は未申告がない者

※コンソーシアム枠の申請可否（参考）

幹事企業	コンソーシアム構成員①	コンソーシアム構成員②	申請可否
神戸市内中小企業	神戸市外企業(大手・中小)	—	○
神戸市内中小企業	神戸市外企業(大手・中小)	神戸市外企業(大手・中小)	×
神戸市内中小企業	神戸市内企業(大手)	神戸市外企業(中小)	×
神戸市内中小企業	大学・公的研究機関	—	○
神戸市内中小企業	大学・公的研究機関	大学・公的研究機関	○
神戸市内中小企業	神戸市外企業(大手・中小)	大学・公的研究機関	○

※ 用語の説明

【1】「コンソーシアム」とは

複数の企業・大学・公的研究機関等が役割分担を明確にし、連携・共同して補助事業を行うグループをいいます。

また、財務諸表規則第8条で定義される「親会社」「子会社」のみで構成される場合は対象外となります。

【2】「幹事」の役割とは

補助金申請者として、補助事業の統括・執行管理・会計事務について一切の責任を負います。書類の提出は、幹事企業が行ってください。

【3】「中小企業」とは

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者。ただし、以下の中小企業は、「大企業」とみなします。(「みなし大企業」)

- ①発行済株式の総数又は出資金額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ②発行済株式の総数又は出資金額の2/3以上を複数の大企業が所有している中小企業
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の1/2以上を占めている中小企業

【4】構成企業の「2分の1」とは

分母分子ともに、コンソーシアム構成員のうち企業者のみを対象とします。

※大学、公的研究機関等は対象としません。

(3) 補助対象経費

経費区分	内 容
原材料費等*	原材料・副資材の購入に要する経費
装置購入費等*	機械装置または工具・器具の購入、レンタル、改良または修繕に要する経費
外注加工費*	外注加工、設計委託、ソフトウェア開発委託等に要する経費
試験検査経費	試験検査機関における製品試験検査に要する経費（機械試験、耐久性試験、性能試験、気密試験など）
技術指導費	技術指導の受け入れに要する経費
直接人件費	新規開発・実用化に直接関与する者の直接作業時間に対する人件費 （時間給×直接作業時間数） ※直接人件費の時間給は、5,000円を上限とする。 ※補助対象となる直接人件費の上限は、原則、補助対象経費の2分の1とします。
調査経費	各種文献・データ資料の収集・分析等に必要と認められる経費
共同研究費	共同研究契約等にもとづき行う研究・開発・実証に要する経費
その他の経費	展示会等への出展や広告印刷物の作成等販路開拓に要する経費 工業所有権の取得等、市長が必要と認める経費

- ・表内*の経費は、神戸市内の事業者への発注を原則とします。
- ・飲食費、旅費等については対象となりません。
- ・補助対象経費は、消費税抜きの金額となります。

補助金額等

補助対象事業		助成率	助成限度額	
			単独枠	コンソーシアム枠
通常枠	① 実用化に向けた水素関連製品の研究・開発	1/2 以内	単年事業 150 万円	単年事業 600 万円
	② 新規開発した水素関連製品の実証			2 か年事業 950 万円 (1年目 600 万円、2年目 350 万円)
拡充枠	③ 上記のうち、商用化に向けた具体的な計画書が提出され、実現可能性が高いと評価できるもの	2/3 以内	単年事業 250 万円	単年事業 1,000 万円 2 か年事業 1,500 万円 (1年目 1,000 万円、2年目 500 万円)

※ コンソーシアム枠に関して

2 か年事業の 2 年目の補助金は、2024（令和 6）年度予算の成立を前提とします。

(5) 補助金の交付時期

対象事業完了後の実績報告に基づき補助金額を確定し、請求により支払います。

補助金の認定交付決定の後に、請求に基づき交付決定額の 2 分の 1（コンソーシアム枠は 3 分の 1）を限度として概算払いを行うことができます。この場合、事業完了時に精算します。

なお、補助金の交付は幹事企業に対して行います。

(6) 補助対象期間

2024（令和 6）年 3 月 31 日までとします。

なお、コンソーシアム枠では事業の内容に応じて、2025（令和 7）年 3 月 31 日までにまたがる補助期間を設定することができます。

(7) その他

水素関連製品の研究・開発・実証補助金交付要綱を必ずご確認ください。

交付要綱は、神戸市のホームページに掲載しています。

https://www.city.kobe.lg.jp/a93457/business/sangyoshinko/shokogyo/chushokigyo/r04_suiso_kaihatutouhojyo.html

3 申請方法等

(1) 申請方法

本補助金は、E-mail と郵送による申請を受け付けます。

(Eメールの場合)

アドレス：kogyoka@office.city.kobe.lg.jp

※件名は「水素関連製品の研究・開発・実証補助金の申請」としてください。

※メール受信後、3 営業日以内（土日祝除く）に受付メールを担当者よりお送りします。

万が一、受付メールが届かない場合は、お手数ですが、ご連絡いただきますようお願いいたします。

(郵送の場合)

〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館 4 階 神戸市経済観光局工業課

※「水素関連製品の研究・開発・実証補助金申請書在中」と明記ください

(2) 提出先

神戸市経済観光局工業課

(3) 申請の際に提出していただく書類

(2023(令和5)年7月14日(金曜)17時まで)

※申請時に提出していただく書類は、基本的に押印不要です。ただし、大学・公的研究機関との共同研究に関する契約書等、挙証資料として提出する契約書には両者の押印が必要です。

・認定交付申請

- ① 水素関連製品の研究・開発・実証補助金認定交付申請書(様式第1号)
 - ② コンソーシアム概要書(様式第2号)
※コンソーシアム枠の場合のみ提出してください。
 - ③ 企業概要書(様式第3号)
※コンソーシアム枠の場合は、構成員全てを提出してください。
 - ④ 事業計画書(様式第4号その1～その3および別記)
 - ⑤ 大学・公的研究機関との共同研究に関する契約書(または研究者への依頼書・承諾書)
※コンソーシアム枠の構成員に、大学・公的研究機関が含まれる場合のみ提出してください。(様式は任意)
 - ⑥ 神戸市市税条例に定める神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書(様式第4号の2)
※コンソーシアム枠の場合は、構成員のうち神戸市内企業は全て提出してください。
※その他、必要に応じて、追加で書類を提出していただくことがあります。
 - ⑦ 下記の内容が具体的に示された商用化計画書(様式は任意)
※商用化の実現可能性が高い計画を有しており、助成率と助成限度額の拡充を希望する場合、提出してください。
 - ・商用化計画の内容
 - ・商用化までのスケジュール
 - ・実現可能性を示す客観的理由
- 複数社で協働して計画を実行する場合
- ・協働する企業の情報
 - ・協働内容
 - ・協働する旨書面で示されたもの(契約書等)

・交付申請

- ① 水素関連製品の研究・開発・実証補助金交付申請書(様式第7号)
- ② 神戸市市税条例に定める神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書(様式第7号の2)

(4) 認定交付事業の決定(2023(令和5)年7～8月頃)

事業の内容、事業の実施能力などに関する審査(必要に応じてヒアリング)を行います。

認定・不認定の決定を行い、7～8月頃に、結果を申請者に通知します。

なお、拡充枠の申請が不認定の場合でも、改めて通常枠での認定・不認定の決定を行います。

※補助金額は、予算の範囲内で認定します。

(5) **概算払いの手続き（2023（令和5）年8月以降）**

交付決定企業は、交付決定額の2分の1（コンソーシアム枠は3分の1）を限度に、概算払いの交付を受けることができます。

概算払いを希望する場合は、概算払請求書（様式第9号）を提出してください。

(6) **事業計画の変更（随時）**

交付決定後、事業内容若しくは遂行計画に変更が生じた場合、補助事業計画変更等届出書（様式第10号）により、速やかに届出を行ってください。ただし、原則として、事業内容や遂行計画そのものを変更しないような軽微な変更を除きます。

補助対象経費等に変更が生じた場合、補助事業計画変更等届出書（様式第10号）により、速やかに届出を行ってください。ただし、原則として、補助対象経費の総額の増減額が、変更前の金額の20%を超えない場合を除きます。

(7) **事業実績報告書の提出（2024（令和6）年4月10日まで）**

交付決定企業は、補助事業完了後10日以内または2024（令和6）年4月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第11号その1、その2）を提出してください。

※その他、必要に応じて、追加で書類を提出していただくことがあります。

(8) **補助金額の確定及び請求（2024（令和6）年5月頃）**

事業実績報告に基づき、補助事業の成果、対象事業費の審査を行い、補助金額を確定するとともに確定通知書により通知します。

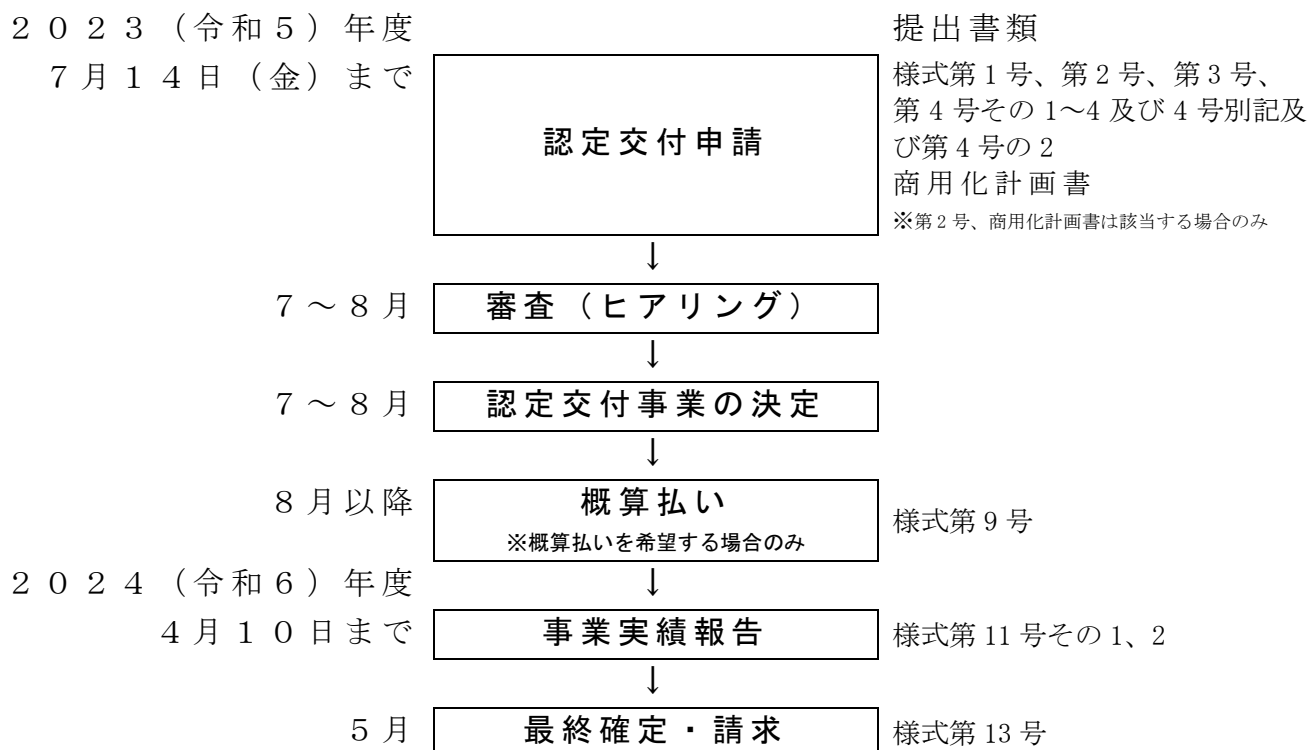
交付決定企業は、確定通知書を受領後、請求書（様式第13号）を提出し、補助金を請求してください。

(9) **その他**

- ① 認定交付決定時に、交付決定企業名（コンソーシアム枠の場合はその構成員を含む）・所在地・連絡先、事業の名称を市のホームページ等により公表します。
- ② 提出された書類はお返ししません。
- ③ 当該補助事業により得られた知的財産権は、交付決定企業等に帰属するものとし、神戸市には帰属しません。
- ④ 当該補助事業に係る帳簿及び書類は、補助期間終了後5年間保存していただきます。
- ⑤ 同一案件での神戸市の他の補助制度への重複申請はできません。また、本補助制度と同一案件で国・県等の他の補助制度への重複申請は可能ですが、その旨を必ず事業計画書にご記入ください。ただし、他の補助制度の交付を受ける場合には、本補助制度の交付はできません。国・県等の他の補助制度に採択された場合は、速やかに報告してください。
- ⑥ 審査の判定内容に関する問い合わせについては、応じられませんので御了承ください。
- ⑦ 本補助金を受けた場合、補助期間終了後5年間、状況報告書（様式第14号）により、事業の進捗状況を毎年3月末日までに報告していただきます。また、必要に応じて進捗状況の報告をお願いする場合があります。
- ⑧ 商用化計画の実現可能性が高いと評価を受け、助成率と助成限度額の拡充を受けた補助事業者は、補助期間中および補助期間終了後5年間、商用を開始

する日もしくは商用を開始することを発表する日のいずれか早い日から起算して、30日（休日等を除く）前までに、状況報告書（様式第14号）により報告してください。

4 スケジュール



本制度に関する問い合わせ

神戸市経済観光局工業課

電話：(078)984-0340

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12（三宮ビル東館4階）

（お問い合わせは土・日・祝日を除く9:00～12:00、13:00～17:00）

E-mail：kogyoka@office.city.kobe.lg.jp

水素関連製品の研究・開発・実証補助制度 Q & A 集

【 補助対象者について 】

Q 1. コンソーシアムに大企業を含んでも良いのか？

A : 含んでいただいて結構です。ただし、コンソーシアムを構成する企業のうち 1 / 2 以上は市内中小企業である必要があります。市内中小企業とは、「神戸市内に本社または主たる事業所を置く中小企業」をいいます。

※ 1 / 2 以上を計算する時は、構成員のうち企業のみを対象とし、大学・公的研究機関等は対象としません。

Q 2. コンソーシアムの幹事になる要件は？

A : 市内中小企業のみが対象となります。

Q 3. みなし大企業とは？

A : この補助制度では、以下に該当する中小企業について、「みなし大企業」として取り扱います。

- ① 発行済株式の総数又は出資価額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（※）が所有している中小企業
- ② 発行済株式の総数又は出資価額の総額の 3 分の 2 以上を大企業（※）が所有している中小企業

※ 以下については、この場合の「大企業」として取り扱いません。

- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合
- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）

Q 4. 主たる事業所とは？

A : 神戸市の法人市民税上の事務所等としての登録がされている事業所を言います。

【 補助申請について 】

Q 5. 国・県などの他の補助制度に、今回の申請内容と同様の申請をすることはできるのか？

A : 神戸市の補助制度以外への重複申請は可能ですが、その旨を必ず事業計画書にご記載下さい。

ただし、補助金の重複交付はできませんので、他の補助金の交付を受ける場合は、本補助は取り消されます。

【 補助期間について 】

Q 6. 最大 2 年間の補助期間とは？

A: 補助期間は原則として今年度末までの 1 年間ですが、コンソーシアム枠においては、事業の内容に応じて、翌年度末までの 2 年間の期間を設定できます。

ただし、通常枠の場合、補助金額は初年度 600 万円以内、翌年度 350 万円以内となります。また、単年度事業の場合、補助金額は 600 万円以内となります。

拡充枠については、補助金額は初年度 1,000 万円以内、翌年度 500 万円以内となります。また、単年度事業の場合、補助金額は 1,000 万円以内となります。

なお、翌年度の補助金額については、翌年度の予算成立が前提となり、交付額は翌年度の審査により決定します。

【 変更申請について 】

Q 7. 計画変更の届出が必要とならない軽微な変更とは？

A: 設備の取得金額・資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代など、交付決定を受けた事業の内容もしくは遂行計画の趣旨を変えないようなものを軽微な変更としています。変更申請の必要性に迷う場合は事前に神戸市工業課までお問い合わせください。

Q 8. 2 か年事業の 1 年目において、2 年目の内容もしくは遂行計画、補助対象経費に変更がある場合は届出が必要か？

A: 2 年目の内容もしくは遂行計画、補助対象経費の変更については、2 年目（翌年度）の交付申請時に交付申請書のなかで変更内容を明らかとしてください。ただし、1 年目の事業にもかかわる内容もしくは遂行計画に変更が生じた場合は、速やかに補助事業計画変更等届出書（様式第 10 号）を届出てください。なお、変更申請の必要性に迷う場合は事前に神戸市工業課までお問い合わせください。

【 会計について 】

Q 9. 直接人件費の算出方法は？

A: 開発等に直接従事した人の「時間給額×直接作業時間」で算出して下さい。

※ 時間給額は、「年間総支給額」を「年間所定労働時間」で除した金額です。

年間総支給額には所定労働時間外手当、賞与を含めることはできません。

なお、時間給額を計算する際、1 円未満は切り捨ててください。

時間給額が 5,000 円を超える場合は、5,000 円を上限としてください。

※ 直接作業時間については、業務日報等の確認できる書類が必要となります。

ただし、対象となるのは、研究・開発・実証に直接関与する者の、補助事業に直接従事した時間に対する人件費となります。

なお、補助対象となる直接人件費の上限は、原則として補助対象事業費の 2 分の 1 としますが、2 分の 1 を超える場合は、交付申請書（様式第 4 号別記）に理由を記入ください。記載内容によっては確認させていただく場合があります。

Q 9. 人件費に含まれる諸手当の範囲は？

A：家族手当、住居手当、通勤手当、役付手当（役職手当・管理職手当）、職階手当、皆勤手当、能率手当、生産手当、各種技術手当、特別勤務手当、勤務地手当などは含めることができますが、食事手当などの福利厚生的な手当及び時間外手当や賞与は含めることはできません。

Q 10. 一般管理費は対象になるのか？

A：一般管理費は補助対象経費の対象外です。

Q 11. 経費（原材料費、装置購入費、外注加工費、委託費）は、市内の事業者への発注が原則とあるが、市外の事業者への発注がある場合は申請できないのか？

A：交付申請書（様式第4号別記（コンソーシアム2年目の申請者は様式第7号その3））に、市外の事業者への発注がある支出項目の説明欄に理由を記載ください。記載内容によっては確認させていただく場合があります。

Q 12. 実績報告書には経費を証明する書類を添付する必要があるが、コンソーシアムの場合は、各構成企業の証明書類を提出すればよいのか？

A：各構成企業の証明書類を幹事企業がとりまとめ、幹事企業より提出してください。

Q 13. 自社調達等における利益等排除の考え方

A：補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益相当分が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、利益等排除の方法を原則以下のとおり取り扱うこととします。

1. 利益等排除の対象となる調達先

以下の（1）～（3）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いることとします。

- （1）補助事業者自身
- （2）100%同一の資本に属するグループ企業
- （3）補助事業者の関係会社（上記（2）を除く）

2. 利益等排除の方法

（1）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費に計上します。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格か

ら利益相当額の排除を行います。この場合の売上総利益率は小数点第2位を切り上げて計算します。

(3) 補助事業者の関係会社（上記(2)を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費に計上します。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明してください。また、その根拠となる資料を用意してください。

なお、(2)及び(3)が一般の競争の結果最低価格であった場合にはこの限りではありません。